

会員資格の得喪に関する規約

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全日本学生アーチェリー連盟(以下「本連盟」という。)の会員の資格の得喪に関する必要な事項を定め、会員の位置の安定を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 定款第7条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体をいう。なお、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- (1)正会員 ①都道府県を8つに分けた各地区において学生アーチェリーを統括する団体を代表する者
②理事会の承認を受けた団体を代表する者
③学識経験者で理事会において選任され社員総会の承認を受けた者
- (2)賛助会員 本連盟の事業に賛同して、その事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 本連盟に特別の功労のあった者で社員総会において推薦された者

(正会員等の資格の取得)

第3条 本連盟の正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を本連盟に提出しなければならない。

2 本連盟への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (2) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- (3) 公益社団法人全日本アーチェリー連盟が定める会員資格条件を有すること。

3 代表理事は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第4条 本連盟は、会員名簿を作成しなければならない。

(退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第6条 代表理事は会員が定款13条の規定によりその資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会員の資格の得喪に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人の設立登記の日(2023年2月7日)から施行する。

2022年12月11日制定

2023年2月7日施行